

平成 19 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 4 1 号

平成 20 年 9 月 1 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市監査委員	足 高 将 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成 19 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条、第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

平成 19 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について……………	1
第2 審査の対象……………	1
第3 審査の方法……………	2
第4 審査の結果……………	2
1 意 見……………	2
2 健全化判断比率の分析等……………	3
(1) 実質赤字比率について……………	3
(2) 連結実質赤字比率について……………	4
(3) 実質公債費比率について……………	5
(4) 将来負担比率について……………	6
3 資金不足比率の分析等……………	9

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

今回の審査は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号。以下「本法」という。）」の一部施行に伴い、市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとの規定に基づき、これらを審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

第2 審査の対象

次表各会計等の平成19年度決算に基づく健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(健全化判断比率等の対象)

区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
地方公共団体	一般会計	一般会計	↑	↑	↑	↑		
		土地先行取得事業会計						
		母子寡婦福祉貸付資金会計						
		心身障害者扶養共済事業会計						
		公債費会計						
	公営事業会計	駐車場事業会計						
		有料道路事業会計						
		国民健康保険事業会計						
		老人保健医療事業会計						
		介護保険事業会計						
	公営企業会計	法適用						自動車運送事業会計
								高速鉄道事業会計
								水道事業会計
								工業用水道事業会計
								市民病院事業会計
		法非適用						中央卸売市場事業会計
								港営事業会計
								下水道事業会計
								食肉市場事業会計
								市街地再開発事業会計
一部事務組合・広域連合								
地方公社・第三セクター等								

第3 審査の方法

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 19 年度各会計決算審査と併行して審査した。また、その算定状況について関係所管局長から聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見及び健全化判断比率等の分析等は次のとおりである。

1 意見

次表のとおり健全化判断比率 4 指標については、早期健全化基準を下回っているが、本年 6 月の「中期的な財政収支概算」では、市政改革マニフェストの削減目標を達成しても、平成 26 年度には実質赤字比率が早期健全化基準を上回り、また経常経費の削減が進捗しない場合、数年後には財政再生段階に陥ると危惧され、新たな改革目標の設定の必要性が報告されている。今後、特定調停団体や土地信託事業等の財務リスクの顕在化により、財政収支の見通しは一層厳しさを増すものと見込まれることから、全市を挙げて、厳正な予算執行に努めることはもとより、財政の再建に向けた取組が急務となっている。

資金不足比率については、自動車運送事業会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計において経営健全化基準を上回っており、現状のまま推移すれば、平成 20 年度決算において経営健全化計画の策定を余儀なくされることである。これら 3 会計においては、経営健全化に向けた取組を早急に進められたい。

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率
算定結果	—	—	11.8	263.8
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生 基 準	20.00	40.00	35.0	—

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」を記載している。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(40%→40%→35%)が設けられている。

平成 19 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
自動車運送事業会計	29.8
高速鉄道事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
市民病院事業会計	39.1
中央卸売市場事業会計	194.0
港営事業会計	—
下水道事業会計	—
食肉市場事業会計	—
市街地再開発事業会計	—

経営健全化基準	20.0
----------------	-------------

(注) 資金不足額がない場合は「—」を記載している。

2 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は434,075千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(実質赤字比率) [ー]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [ー]}}{\text{(標準財政規模) 744,440,054 千円}}$$

一般会計等実質収支額は、歳入総額（純計）2,160,953,102千円から歳出総額（純計）2,156,950,196千円を差し引いた歳入歳出差引額4,002,906千円から翌年度に繰り越すべき財源3,568,831千円を差し引いた結果、434,075千円の黒字である。

(一般会計等実質収支額)

(単位：千円)

項 目	金 額
歳入総額（純計）①	2,160,953,102
歳出総額（純計）②	2,156,950,196
歳入歳出差引額 ③=①-②	4,002,906
翌年度に繰り越すべき財源 ④	3,568,831
一般会計等実質収支額 ③-④	434,075

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等707,277,991千円に普通交付税等9,807,499千円及び臨時財政対策債発行可能額27,354,564千円を加えたもので、744,440,054千円となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は1,482,075千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [} \text{---} \text{]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [} \text{---} \text{]}}{\text{(標準財政規模)} \text{ 744,440,054 千円}}$$

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額434,075千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用及び非適用企業の資金不足額及び剰余額を加えた結果、1,482,075千円の黒字である。

(連結実質収支額)

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額
一般会計等		434,075	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計	0	
	有料道路事業会計	0	
	国民健康保険事業会計	△38,573,749	
	老人保健医療事業会計	△2,885,168	
	介護保険事業会計	3,120,568	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	自動車運送事業会計	△5,730,556
		高速鉄道事業会計	29,399,522
		水道事業会計	24,564,906
		工業用水道事業会計	2,734,163
		市民病院事業会計	△12,337,127
		中央卸売市場事業会計	△12,565,609
		下水道事業会計	13,321,050
		港営事業会計	0
	法非適用企業	食肉市場事業会計	0
		市街地再開発事業会計	0
合 計 (連結実質収支額)		1,482,075	

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された元利償還の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3か年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

なお、本法の施行にあたり、これまでの分子の算定方法が変更され、新たに都市計画税が特定財源として控除される扱いとなっている。

平成17年度、平成18年度及び平成19年度の3か年の実質公債費比率を平均した結果、11.8%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

審査にあたっては、次の事項を主眼として実施した。

- ・ 準元利償還金が正確に計上されているか。
- ・ 地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源が正確に計上されているか。
- ・ 基準財政需要額に算入された公債費が正確に計上されているか。

(実質公債費比率)

	実質公債費比率
平成17年度	13.0%
平成18年度	11.6%
平成19年度	10.7%
実質公債費比率(3か年平均)	11.8%

平成19年度の実質公債費比率は次表のとおり算定されている。

なお、地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源にあてたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

	(120,014,410千円 + 132,495,276千円)	(68,565,926千円 + 116,137,873千円)
平成19年度	(地方債の元利償還金+準元利償還金)	-(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
(実質公債費比率) =	-----	
10.7%	(標準財政規模)	-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	744,440,054千円	116,137,873千円

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 4,300,627,196 千円から充当可能財源等 2,643,161,278 千円を差し引いたものを、標準財政規模 744,440,054 千円から普通交付税に算入される公債費の額 116,137,873 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、263.8%となり、早期健全化基準（400.0%）を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていないが、これは財政悪化が切迫したことを示すフロー3 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）で判断されるべきとされたことによるものである。

審査にあたっては、次の事項を主眼として実施した。

- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額については、既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、支出額が確定しているものとなっているか。
- ・ 公営企業債等繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか。
- ・ 退職手当等負担見込額が、適正な勤続年数別職員数、支給月額、支給率等により算定され、正確に計上されているか。
- ・ 設立法人の負債額等負担見込額については、損失補償債務の算入率が財務状況に応じ適正に選択されているか。
- ・ 都市計画税等充当可能特定歳入が正確に計上されているか。
- ・ 基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているか。

	4,300,627,196 千円	-	2,643,161,278 千円
	(将来負担額)		(充当可能財源等)
(将来負担比率) 263.8% =	$\frac{4,300,627,196 \text{ 千円} - 2,643,161,278 \text{ 千円}}{744,440,054 \text{ 千円} - 116,137,873 \text{ 千円}}$		
	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	744,440,054 千円		116,137,873 千円

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 3,122,960,075 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 47,548,678 千円、公営企業債等繰入見込額 724,629,980 千円、退職手当負担見込額 264,956,082 千円を加え、さらに、本市の設立した法人の負債額等負担見込額 140,532,381 千円（地方道路公社 30,095,660 千円、土地開発公社 3,861,815 千円、第三セクター等 106,574,906 千円）を加えたものであり、4,300,627,196 千円となる。

(将来負担額)

(単位：千円)

項 目		金 額
地方債の現在高		3,122,960,075
債務負担行為に基づく支出予定額		47,548,678
公営企業債等繰入見込額		724,629,980
組合等負担等見込額		0
退職手当負担見込額		264,956,082
設立法人の負債額等負担見込額 計 140,532,381	地方道路公社	30,095,660
	土地開発公社	3,861,815
	第三セクター等	106,574,906
	地方独立行政法人	0
連結実質赤字額		0
組合等連結実質赤字額負担見込額		0
合 計 (将来負担額)		4,300,627,196

なお、将来負担額のうち、第三セクター等の負債額等負担見込額 106,574,906 千円は、第三セクター等の 103,245,870 千円と公的信用保証及び制度融資等の 3,329,036 千円からなり、それらの内訳は次表のとおりとなる。

(第三セクター等の負債額等負担見込額内訳)

(単位：千円)

項 目		損失補償付 債 務	算 入 率 (%)	負 債 額 等 負 担 見 込 額
第三セクター等				
	財団法人大阪市教育振興公社	1,215,369	100	1,215,369
	株式会社湊町開発センター	6,387,333	100	6,387,333
	アジア太平洋トレードセンター株式会社	32,920,111	100	32,920,111
	大阪市街地開発株式会社	7,082,799	10	708,280
	クリスタ長堀株式会社	9,735,200	100	9,735,200
	株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング	50,915,175	100	50,915,175
	財団法人大阪港埠頭公社	13,644,020	10	1,364,402
	計	121,900,007		103,245,870
公的信用保証				
	大阪市信用保証協会			3,302,354
制度融資等				
	ベンチャー企業創出支援融資			26,682
	都市再開発融資			0
	合 計			106,574,906

第三セクター等の算入率とは、平成19年度財務諸表（経常損益、資産超過、債務超過状況）及び外形事象（元利支払、追加支援、法的整理状況）の評価による債務区分に応じた損失補償付債務額の一般会計等負担見込額への算入割合である。

債務区分及び算入率については、「A正常償還見込債務（10%以上）」「B地方団体要関与債務（30%以上）」「C地方団体要支援債務（50%以上）」「D地方団体実質管理債務（70%以上）」「E地方団体実質負担債務（90%以上）」とされている。

大阪市街地開発株式会社及び財団法人大阪港埠頭公社については、A評価とし10%が算入されている。

財団法人大阪市教育振興公社についてはE評価であり、学校校舎建設の損失補償付債務は本市による買取りが前提であることから、全額が算入されている。

株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社、クリスタ長堀株式会社及び株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディングについては、特定調停が成立していることから外形事象においてすべてE評価となっており、全額が算入されている。

公的信用保証とは、本市の制度融資において代位弁済によって受ける大阪市信用保証協会の損失の一部に対する補助の負担見込額である。

制度融資等とは、本市の制度融資において金融機関等が受ける損失の一部を補償している債務の負担見込額である。

充当可能財源等は、充当可能基金 392,823,775 千円（公債償還基金 299,273,650 千円、運用基金 8,256,374 千円、特定目的基金 85,293,751 千円）に充当可能特定歳入 885,050,935 千円（都市計画税 581,800,306 千円、地方債を財源とする貸付金の償還金 33,154,826 千円、住宅使用料 232,214,333 千円等）及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,365,286,568 千円を加えたもので、2,643,161,278 千円となる。

(充当可能財源等)

(単位：千円)

項 目	金 額
充当可能基金	392,823,775
充当可能特定歳入	885,050,935
基準財政需要額算入見込額	1,365,286,568
計（充当可能財源等）	2,643,161,278

3 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{(資金不足比率)} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

○資金の不足額
 法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額
 (注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模
 法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計において、資金不足額が発生しているのは、自動車運送事業会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計の3会計であり、これら3会計はいずれも事業の規模に対する資金不足額の比率が経営健全化基準(20%)を上回っている。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

各公営企業会計の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	特別会計名	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
法適用企業	自動車運送事業会計	5,730,556	19,188,414	29.8%
	高速鉄道事業会計	—	156,724,151	—
	水道事業会計	—	69,166,478	—
	工業用水道事業会計	—	2,012,134	—
	市民病院事業会計	12,337,127	31,487,724	39.1%
	中央卸売市場事業会計	12,565,609	6,475,886	194.0%
	下水道事業会計	—	45,767,771	—
宅地造成	港営事業会計	—	20,491,175	—
法非適用企業	食肉市場事業会計	—	946,063	—
宅地造成	市街地再開発事業会計	—	2,068,666	—

(注) 資金不足比率の算定においては、資金不足額を正の値として算定する。